

(事業の目的)

第1条 社会医療法人平成記念会が開設する訪問看護ステーションあおい（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業員（以下「看護師等」という。）が要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という。）を提供することを目標とする。

(運営の方針)

第2条 1、ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅医療が継続できるように支援する。
2、事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名称 訪問看護ステーションあおい（奈良県指定 第2961290851号）
- (2) 所在地 奈良県橿原市四分町82-1（まほろば病院内）

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業員の管理及び指定訪問看護等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行なう。

- (2) 看護師等 看護師3名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は状況に応じ、平成記念会まほろば病院リハビリ課より応援体制あり。

看護師その他の従業者は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書・報告書を含む）を作成し、指定訪問看護等の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始12/30～1/3までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時～午後17時までとする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。
- (4) 営業日以外の日及び営業時間以外の時間に訪問が計画されている場合はサービスを提供する。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第6条 1、指定訪問看護等の内容は、つぎのとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持

- (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話 (4) 褥瘡の予防・処置
- (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症患者の看護
- (8) 療養生活や介護方法の指導 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置

2、指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、その介護負担割合に準じた額とする。

3、指定訪問看護等に要する交通費は無料とする。

4、死後の処置料は20,000円とする。

5、前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は樫原市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行なうとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうこととする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業員に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営についての留意事項)

第10条 1、訪問看護ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 継続研修 年6回

2、従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守する。

3、従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

4、事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5、事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

6、サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

7、事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供の日から5年間とする。

8、この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人平成記念会とステーション管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規定は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 11 月 7 日から施行する。

この規定は、令和 2 年 12 月 14 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。